

中古自動車の契約～契約前に注文書をしっかり確認～

【事例】

探していた中古車をインターネットで見つけ、販売店を訪れた。問題なく商談が進み、申込金を払い「注文書」にサインした。帰宅後、家族に反対されたため、翌日、販売店に契約解除を申し出たが、「注文書に署名捺印があり、契約は成立している。契約解除はできない」と言われた。

【アドバイス】

売買契約は、契約書を交わさなくても口約束で成立します。契約解除には、双方の合意が必要です。また、最近はインターネット通販やオークションで契約・落札し、納車後に不具合が見つかり、契約を解除したいなどの相談が多く寄せられるようになりました。

日本中古自動車販売協会連合会では、契約成立の時期を、次のうち最も早い日と定めています。

- 現金の場合は、引き渡し日、使用者登録の完了日、注文により販売会社が改造・改装・修理に着手した日
- クレジットの場合は、信販会社が販売店に立替払を承諾したとき

ところが、事例の契約注文書は、販売店独自の様式で、契約解除ができない内容の記載がありました。このようなトラブルを避けるには、売買契約の注文書にサインする前に、次の事項を必ず確認しましょう。

① 解約に関する事項

解約条件や解約料、違約金、損害賠償額

② 払金額の総額や支払方法

③ 車体に関する情報

修理歴や修理箇所、対応状況

【参考窓口】

(社)自動車公正取引協議会

(☎03-5511-2115